

基本協定書（案）新旧対照表

（傍線部は修正部分）

新	旧
<p>第3条 2 乙は、事業予定者の本店所在地が変更される場合、事業予定者をして、甲に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、乙は、事業予定者をして、事業予定者の本店所在地を<u>五霞町</u>外に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。</p>	<p>第3条 2 乙は、事業予定者の本店所在地が変更される場合、事業予定者をして、甲に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、乙は、事業予定者をして、事業予定者の本店所在地を<u>身延町</u>外に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。</p>